

三条民商

三条民主商工会
 三条市興野 2-16-29
 TEL32-2710
 FAX32-2718
 2021年3月15日
 2457回

田上町 新型コロナウイルス感染症予防及び 事業継続等緊急支援金 申請期間延長！

昨年6月から続いている支援金の申請期限が延びています。3月31日(水)申請書類必着です。

(1) 国の持続化給付金を受給した事業者

事業主を含めた 常時雇用の 従業員数	支給額	
	1~4人	10万円
	5~9人	20万円
10人以上	30万円	

(2) 国の持続化給付金を受けていない事業者

前年同月比の 売上減少幅	支給額	
	30%以上 50%未満	50万円
	20%以上 30%未満	30万円
	5%以上 20%未満	10万円

※減収月対象期間は2020年です。
 ※減少分が支給額より少ない場合は
 減少分が上限となります

(1)(2)とも1事業所1回までの支給です

詳しくは田上町役場・商工観光課にお尋ねください。

直通電話番号：57-6225

加茂市 新型コロナウイルス感染症の影響で 売上が減少している事業者に給付金 給付へ

4月1日(木)から7月30日(金)を申請期間とした新たな給付金が3月議会で可決される見込みです。

2019年の確定申告書が青色申告の場合

2019年売上額	1月	2月	3月	4月
2021年売上額	1月	2月	3月	4月

同月比で減少率が一番高い月が30%以上である

2019年の確定申告書が白色申告の場合

2019年売上額	年間売上の月平均額			
2021年売上額	1月	2月	3月	4月

2019年の月平均額と比較して、
 2021年の1月~4月のいずれかの月と
 比較した減少率が30%以上である

2020年の事業収入額が2019年より減少している
 事業者が対象で、最高でも50万円の給付です。
 詳しくは加茂市役所・商工振興係へお尋ねください。
 電話番号：52-0080 (内線132)

三条市 新型コロナウイルス感染症関連 事業継続等支援補助金 一部見直し

令和2年4月から12月を補助対象とした事業継続等
 支援補助金はいったん終了し、条件を狭くした補助金が
 現在受付中です。

条件【ア】申請月直近の連続2か月間の各月売上高が
 前年同月比30%以上減少している

条件【イ】申請月直近の連続6か月間の合計売上高が
 前年同期比10%以上減少している

【ア】【イ】どちらも満たしている場合に申請できます。
 補助内容は12月までとおおむね同じです。申請期限は
 4月15日(木)です。

そのほか、新型コロナウイルス感染症関連支援制度の
 申請など行政書士等の代行手数料や相談料の補助(上限
 10万円)の申請期限が3月31日(水)となっております
 で、該当の方は早めに申請してください。

詳しくは三条市役所・商工課にお尋ねください。

直通電話番号：34-5610

今月の法律相談

とき・・・3月23日(火) 午後

ところ・・・民商事務所

工藤和雄顧問弁護士による法律相談を行います。
 完全予約制ですので希望される方は事前にご連絡
 ください。



新潟県 事業継続支援金

県内で飲食店・カラオケ店を営む事業者を対象にした
 支援金が3月中旬より受付開始予定です。

支給要件のひとつに「ガイドラインに基づいた感染防
 止策を実施していること」とありますが、県が独自で
 示すのか各団体のガイドラインに沿うのか、申請要領
 など分かりましたらこちらの紙面で案内します。

国 一時支援金

緊急事態宣言による影響を緩和する
 ための支援金。

宣言地域内の飲食店の時短営業や
 不要不急の外出・移動の自粛により
 売上が50%以上減少した場合など、
 申請をする前提条件があります。